

## 浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱

## 第1章 総則

## (通則)

第1条 浜松市企業立地支援事業費補助金の交付については、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者には、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

## (目的)

第2条 市長は、市内において工場等を設置する民間の企業(法人に限る)又は組合(以下「企業等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内の企業立地の促進、雇用機会の拡大を図り、もって地域産業の振興及び経済の発展に資することを目的とする。

## (補助金の種類)

第3条 この要綱により定める補助金の種類は次のとおりとする。

(1) 企業立地促進事業費

(2) 企業立地奨励費

## 第2章 企業立地促進事業費

## (定義)

第4条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業立地促進事業 市内において企業等が工場等を設置する事業をいう。

(2) 工場等 次に掲げる施設をいう。

ア 産業に関する分類(平成25年総務省告示第405号)に定める日本標準産業分類の大分類Eの製造業(以下「製造業」という。)の用に供する施設(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第2項に規定する廃棄物等の処理を行うものを除く。)

イ 日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る開発又は研究を行う施設(以下「研究所」という。)

ウ 日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業及び細分類に掲げる分類符号7261のデザイン業のうち工業デザイン(以下「工業デザイン業」という。)の用に供する施設

エ 通信回線及びコンピュータを用いて顧客の提供データを集約的に管理し、かつ、データ処理システムの構築、運用等について付加的な価値の提供を行う施設(以下「データセンター」という。)

オ 日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業若しくは分類符号47の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類符号484のこん包業の用に供する施設(流通加工等

(流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。)並びに物資の保管及び在庫管理をいう。)を行うものに限る。)又はアに規定する製造業若しくは大分類Ⅰに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって商品の販売を主たる目的とした施設を除く施設(以下「物流施設」という。)

カ 日本標準産業分類の施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。)(産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号011の耕種農業に係る施設園芸に限る。以下同じ。)の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設(以下これらを「植物工場」という。)

キ 本市の新産業の創出又は地域経済の振興に寄与するものとして市長が特に認める事業の用に供する施設

- (3) 組合 それ自体が事業活動の主体となり生産活動等を行うもののことをいう。
- (4) 完全親会社 発行済み株式のすべてを保有する親会社のことをいう。
- (5) 完全子会社等 発行済み株式のすべてを保有する子会社又は当該子会社が発行済み株式のすべてを保有する子会社のことをいう。
- (6) 直系親族等 直系血族若しくは自己が役員となっている法人又は完全親会社と完全子会社等との関係をいう。
- (7) 用地取得 企業立地促進事業の用に供する土地の売買又は賃貸借の契約(直系親族等からの取得は除く。)を締結することをいう。
- (8) 用地取得費 企業立地促進事業の用に供する土地の売買契約書に記載された土地の代金をいい、登記費用、仲介手数料、租税公課及び取得後の造成費等の諸費用を含まない。
- (9) 用地取得契約日 用地取得に係る契約締結の日をいう。ただし、契約締結日前に用地取得費に充当される代金の授受があった場合にはその日を用地取得契約日とする。
- (10) 設置 用地取得(大型特例、複数回適用の場合を除く。)とともに、工場等の建物を新築等し、又は工場等を売買若しくは賃貸により取得して機械設備を購入し、業務を開始する(完全親会社又は完全子会社等が業務を開始する場合を含む。)ことをいう。この場合において、工場等の設置には次に掲げる立地形態を含むものとする。
  - ア 増設 市内に工場等を有する企業等が、既存の工場敷地に隣接して、新たに工場等を設置すること。
  - イ 移転 市内の既設の工場等の全部又は一部を廃止する計画のもと、市内の別の場所に新たに工場等を設置すること。
  - ウ スクラップアンドビルド 市内に工場等を有する企業等が、新たに取得した土地を含む工場敷地内で既存の工場等の建て替えを行うこと。
- (11) 設備投資費 企業立地促進事業に伴う総投資額から、用地取得費、建物及び機械設備のリース料、社内機械移設費、造成工事費、外構工事費等及びスクラップアンドビルドにより除却される減価償却資産の取得価額を差し引いた額をいう。ただし、消費税は除くものとする。
- (12) 複数回適用 過去に本補助金交付を受けている企業等が再度申請する場合において、設備投資費が5億円以上の場合をいう。
- (13) 大型特例 設備投資費が、製造業の用に供する施設、植物工場、物流施設及びデータセンターについては、50億円以上、研究所、ソフトウェア業の用に供する施設及び工業デザイン

業の用に供する施設については、25億円以上の場合をいう。

- (14) 特定地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）上の工業地域及び準工業地域（地区計画により工場等以外の建築物の用途について制限されている地域を除く。）
- (15) ふじのくにフロンティア推進区域 静岡県が指定するふじのくにフロンティア推進区域をいう。
- (16) 県成長産業 静岡県が定める指定都市における地域産業立地事業費補助金交付要綱別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所をいう。
- (17) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）上の一般被保険者及び高年齢被保険者をいう。
- (18) 研究員 当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項又は第2項に規定する博士の学位を有するもの
  - イ 学校教育法第104条第1項に規定する修士の学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が1年以上のもの
  - ウ 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が3年以上のもの
  - エ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第124条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が5年以上のもの
  - オ 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が7年以上のもの
- (19) 新規雇用従業員 用地取得契約日以降に雇用した企業立地促進事業に係る従業員をいう。
- (20) 事業所台帳異動状況照会 雇用保険の適用事業所における過去3年間（処理日の属する月の3年前の応答月の翌月から）の月別（被保険者の異動のない月を除く。）の被保険者の異動状況及び各月末現在（被保険者の異動のない月を除く。）の被保険者数について、公共職業安定所により紙媒体に出力されたものをいう。
- (21) 事業所別被保険者台帳照会 雇用保険の適用事業所における雇用保険被保険者の加入状況のうち資格喪失者を含む全被保険者分について、公共職業安定所により紙媒体に出力されたものをいう。
- (22) 業務開始日 補助対象となる経費の支払いが手形の決済を含め全て完了するとともに、計画された雇用が達成されて本格的に操業を開始する日をいう。
- (23) 生産性 物的労働生産性及び価値労働生産性をいい、次に掲げる方法で算出した数をいう。
  - ア 物的労働生産性とは、生産量を従業員の数で除した数
  - イ 価値労働生産性とは、生産額を従業員の数で除した数
- (24) 生産性の向上 生産性について業務開始の属する月から起算して25か月目から36か月目までの1年間の平均と用地取得した日の属する月前1年間の平均を比較し、100分の10以上増加していることをいう。
- (25) 年度 4月1日から翌年3月31日とする。

(補助の対象者及び要件)

第5条 企業立地促進事業費の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす企業立地促進事業を行う企業等とする。

- (1) 用地取得費に係る補助については、第6号及び次に掲げる要件のすべてを満たしていること。ただし、賃貸借による用地取得の場合は補助対象から除外する。
  - ア 当該事業に係る用地取得が令和2年4月1日以降に行われていること。
  - イ 製造業の用に供する施設、植物工場、物流施設及びデータセンターについては、取得する用地の面積が公簿面積で1,000平方メートル以上であること。
  - ウ 研究所、ソフトウェア業の用に供する施設及び工業デザイン業の用に供する施設については、新たに用地の取得をし、かつ、設置する建物のうち専ら研究、開発又はデザインの業務に使用する部分の床面積が200平方メートル以上であること。
  - エ 用地取得契約日現在において造成済み用地を取得した場合については、用地取得契約日から3年以内、未造成用地の取得及び大型特例の場合については、用地取得契約日から5年以内に業務を開始すること。ただし、上記期間内に事業が完了しないことに合理的な理由があると市長が認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新規雇用従業員に係る補助については、前号に掲げるもののほか第6号及び次に掲げる要件のすべてを満たしていること。ただし、賃貸借による用地取得については補助対象から除外する。
  - ア 事業所台帳異動状況照会による当該企業等の市内事業所における「業務開始日の属する月末の従業員数」と「用地取得契約日の前月末から起算して前1年間の平均従業員数(1人未満の端数は切捨てとする。)」との比較において、従業員の増加人数が、業務開始日の属する月末において1人以上であること。
  - イ 事業所台帳異動状況照会による当該企業等の市内事業所における「業務開始日の属する月末の従業員数」と「用地取得契約日の属する月の前月末の従業員数」との比較において、従業員の増加人数が、業務開始日の属する月末において1人以上であること。
- (3) 設備投資費に係る補助については、第6号及び次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
  - ア 当該事業に係る用地取得が令和2年4月1日以降に行われていること。
  - イ 製造業の用に供する施設、植物工場、物流施設及びデータセンターについては、取得する用地の面積が公簿面積で1,000平方メートル以上であること。
  - ウ 製造業の用に供する施設、物流施設及びデータセンターについては、設備投資費が5,000万円以上、植物工場については5億円以上、研究所、ソフトウェア業の用に供する施設及び工業デザイン業の用に供する施設については、2,500万円以上であること。
  - エ 研究所、ソフトウェア業及び工業デザイン業については、新たに用地を取得し、かつ、設置する建物のうち専ら研究、開発又はデザインの業務に使用する部分の床面積が200平方メートル以上であること。
  - オ 当該事業に係る工場等の建物建築工事請負契約及び機械設備の売買契約が用地取得契約日以降に行われていること。
  - カ 用地取得契約日現在において造成済み用地を取得した場合については、用地取得契約日から3年以内、未造成用地を取得した場合については、用地取得契約日から5年以内に業務を開始すること。ただし、上記期間内に事業が完了しないことに合理的な理由があると市長が認めた場合についてはこの限りではない。

キ 賃貸借による用地取得の場合であって、工場等の建物を新設する場合には、当該建物の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間が用地の賃貸借契約期間内であること。

ク 静岡県の新規産業立地事業費補助金交付要綱の補助要件を満たしていると認められる場合については、これを受けること。

(4) 第3号及び第5号の規定にかかわらず、複数回適用の場合における設備投資費に係る補助については、6号及び次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 工場等の建物を新築等し、かつ機械設備の購入を原則とするが、機械設備のみの購入も対象とする。

イ 工場等の設置に係る建物建築工事請負契約又は機械設備の売買契約(用地取得費に係る補助を受ける場合には用地取得契約)が令和2年4月1日以降に締結されていること。

ウ 用地取得を伴わない場合は、工場等の設置に係る建物建築工事請負契約日又は機械設備の売買契約日のいずれか早い日から2年以内に業務を開始すること。併せて用地取得費に係る補助を受ける場合には用地取得契約日現在において造成済み用地を取得した場合については、用地取得契約日から3年以内、未造成用地を取得した場合については、用地取得契約日から5年以内に業務を開始すること。ただし、上記期間内に事業が完了しないことに合理的な理由があると市長が認めた場合についてはこの限りではない。

エ 設備投資費が5億円以上であること。

オ 用地取得に係る補助を受ける場合には、当該事業に係る工場等の建物建築工事請負契約及び機械設備の売買契約が用地取得契約日以降に行われていること。

カ 賃貸借による用地取得の場合であって、工場等の建物を新設する場合には、当該建物の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間が用地の賃貸借契約期間内であること。

キ 静岡県の新規産業立地事業費補助金交付要綱の補助要件を満たしていると認められる場合については、これを受けること。

(5) 第3号及び第4号の規定にかかわらず、大型特例の場合における設備投資費に係る補助については、次号及び次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 工場等の建物を新築等し、かつ機械設備を購入し業務を開始すること。

イ 工場等の設置に係る建物建築工事請負契約又は機械設備の売買契約(併せて用地取得費に係る補助を受ける場合には用地取得契約)が令和2年4月1日以降に締結されていること。

ウ 工場等の設置に係る建物建築工事請負契約日又は機械設備の売買契約日(併せて用地取得費に係る補助を受ける場合には用地取得契約日)のいずれか早い日から5年以内に業務を開始すること。ただし、上記期間内に事業が完了しないことに合理的な理由があると市長が認めた場合についてはこの限りではない。

エ 静岡県の新規産業立地事業費補助金交付要綱の補助要件を満たしていると認められる場合については、これを受けること。

(6) 上記の各号に共通する補助対象要件

ア 第7条に規定する企業立地促進事業着手届出書が受理されていること。

イ 既に市内に事業所を有する企業等の場合は市税に未申告及び滞納がないこと。

ウ 用地取得契約日の従業員数と、業務開始日の従業員数との比較において、当該企業等の市内におけるすべての従業員の増加人数が業務を開始する時に1人以上であること。または、製造

業の用に供する施設、物流施設、データセンター及び植物工場は同比較において、増減が0人の場合は、第4条第23号に規定したア、イのいずれかにより算出した市内の全事業所の生産性が100分の10以上向上すること。

エ 研究所については、研究員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。

オ ソフトウェア業の用に供する施設及び工業デザイン業の用に供する施設については、従業員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。

カ 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2種類以上の新たな設備を有しかつ、施設に常駐する従業員の人数が業務を開始する時に10人以上であること。

キ 植物工場については、施設に常駐する従業員の人数が業務を開始する時に10人以上であること。

ク 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者であること。

ケ 法令等に定める公害等の発生防止の措置がとられ、周辺環境に配慮された工場等であること。

コ 申請時点において補助金の交付目的を達成することができないような重大な法令違反のないこと。

サ 交付後において市が実施する経済効果測定等の各種調査に協力すること。

シ 浜松市企業立地支援事業費補助金事前審査に関する運用による事業計画の認定を受けること。

(補助対象経費及び補助金の額並びに市長特認事業)

第6条 補助対象となる経費は、企業立地促進事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とし、当該事業に対する補助金は、当該各号に定める額の合計額を1企業について業務を開始するとき1回に限り(前条第1項第4号又は第5号に該当する場合又は市有地取得の場合を除く。)交付するものとする。この場合において補助率、限度額は用地取得契約日(ただし、用地取得を伴わない場合は工場等の設置に係る建物建築工事請負契約日又は機械設備の売買契約日のいずれか早い日)の属する年度の要綱の内容を適用するものとする。

(1) 用地取得費等に係る補助

ア 用地取得に要する経費(直系親族等との間の取引に係る経費を除く。)

用地取得費に100分の15を乗じて得た額以内の額。ただし、下記の条件に該当する場合はそれぞれの補助率による。

(ア) 市内に工場等を有しない企業等のうち、取得する用地の面積が公簿面積で10,000平方メートル以上の場合、用地取得費に100分の20を乗じて得た額以内の額。

(イ) 特定地域内の用地を取得する場合は、用地取得費に100分の20を乗じて得た額以内の額。

(ウ) ふじのくにフロンティア推進区域内の用地を取得し、かつ、県成長分野に該当する場合は、用地取得費に100分の20を乗じて得た額以内の額。

イ 従業員の新規雇用に要する経費

前条第1項第2号のアとイの増加人数を比較して少ないほうの人数を上限とし、補助対象となる工場等に勤務する用地取得契約日以降に雇用された市内に住所を有する新規雇用従業員の人数に50万円を乗じて得た額以内の額とする。

ウ 補助金の額は、ア及びイの合計額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、4億円を上限とする。ただし、特定地域及びふじのくにフロンティア推進区域の場合においてアのみで4億円を超える場合に限り、イを補助対象とせず8億円を上

限とする。

(2) 設備投資費に係る補助

ア 工場等の建物の建設に要する経費（直系親族等との間の取引に係る経費を除く。）

当該経費のうち、専ら生産、研究、開発、流通加工等、事務又はデザインの用に供する部分の建設に要する経費

イ 生産、研究、開発、流通加工等、事務又はデザインの用に供する機械設備の購入に要する経費（直系親族等との間の取引に係る経費を除く。）

当該経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び取得価格50万円未満のものを除く。）の購入に要する経費

ウ その他業務の性質上、生産活動と特に密接に関係すると市長が認めるものの購入に要する経費

エ ア、イ及びウのいずれの経費についても、補助の対象は用地取得契約日（ただし、用地取得を伴わない場合は工場等の設置に係る建物建築工事請負契約日又は機械設備の売買契約日のいずれか早い日）以降のものに限る。

オ 補助金の額は、ア、イ及びウの合計額の100分の10（ただし静岡県の新規産業立地事業費補助金交付要綱の補助要件を満たしていると認められるもののうち、大型特例（事務手続的に静岡県の新規産業立地事業費補助金分の差し引きによる補助金の交付が困難である場合を除く。）の場合についてはこれを差し引いた額、それ以外の場合については100分の3又は100分の0）以内の率を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1億円（大型特例の場合は20億円）を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が本市の産業の活性化及び市内における雇用の創出及び拡大に特に資すると認めるときの当該事業（以下「市長特認事業」という。）に係る補助金については、市長が別に定める。

（事業着手の届出）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、予め本市関係各課及び本補助金所管課との協議を行った上で、用地取得契約日（ただし、用地取得を伴わない場合は工場等の設置に係る建物建築工事請負契約日又は機械設備の売買契約日のいずれか早い日）の前日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。（ただし、第5条第4号アの規定に該当した場合は、速やかに提出すること。）

(1) 企業立地促進事業着手届出書（第1号様式）

(2) 取得予定地の位置図

(3) 取得予定地の公図

(4) 会社案内

(5) 固定資産台帳（スクラップアンドビルドの場合）

(6) 導入予定の設備概要資料（物流施設の場合）

2 申請者は、前項に規定する企業立地促進事業着手届出書の提出後において、記載した内容に大幅な変更が生じる場合には、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 企業立地促進事業変更届出書（第1号様式）

(2) その他参考となる書類

3 市長は、第1項又は前項の規定による届出がなされた場合には、これを審査し適当と認めると

きは、申請者に対し次に掲げる書類により届出を受理するものとする。

(1) 企業立地促進事業着手(変更)届出受理書(第2号様式)

4 申請者は、用地取得契約日(ただし、用地取得費を補助対象としない場合は、工場等の設置に係る建物建築工事請負契約日又は機械設備の売買契約日のいずれか早い日)以降において次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 土地売買等契約書の写し(ただし、用地取得を伴わない場合は工場等の設置に係る建物建築工事請負契約又は機械設備の売買契約のいずれか早い日の契約書の写し)

(2) 事業所台帳異動状況照会の写し

(3) 事業所別被保険者台帳照会の写し(市内に複数事業所がある場合は全ての事業所分)

5 申請者は、補助金交付申請までの間において企業立地促進事業を中止したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 企業立地促進事業中止届(第3号様式)

(予算措置の依頼)

第8条 申請者は、原則として、業務開始日の属する年度の前年度の市長が指定する日までに事業計画の概要を作成し、次の各号に掲げる書類により市長に予算措置についての依頼をしなければならない。

(1) 予算措置依頼書(第4号様式)

(2) 企業等概要調書(第5号様式)

(3) 工場等の設置に係る事業計画書(第6号様式)

(交付の申請)

第9条 申請者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、業務開始日の属する年度の4月1日から2月末日までの間において業務開始日の前日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 企業立地促進事業費交付申請書(第7号様式)

(2) 企業等概要調書(第5号様式)

(3) 工場等の設置に係る事業計画書(第6号様式)

(4) 企業立地促進事業着手(変更)届出受理書(第2号様式)の写し

(5) 事業所台帳異動状況照会の写し

(6) 事業所別被保険者台帳照会の写し

(7) 市税納付・納入確認同意書(第21号様式)

(8) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(9) 完全親子会社に関する説明書(第13号様式)(完全親子会社等が業務を開始する場合)

(10) 浜松市企業立地支援事業費補助金事前審査に関する運用による事前審査結果通知書(運用第3号様式)の写し

(11) 暴力団排除に関する誓約書(第22号様式)

2 申請者は、設備投資費に係る補助について静岡県の新規産業立地事業費補助金交付要綱の要件を満たしていると認められる場合については、前項の申請は原則としてこの申請と同一年度の同時期としなければならない(ただし、造成済み用地を取得する大型特例の場合を除く。 )。

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金交付



額決定通知書（第18号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (3) 第1条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特にその必要があると認めたととき。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

（計画変更）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予め市長の承認を受けなければならない。

- (1) 企業立地促進事業の内容を変更（事業量の100分の20以下の変更を除く。）しようとする場合
- (2) 企業立地促進事業に要する経費の配分を変更（事業費の100分の20以下の変更を除く。）しようとする場合

2 前項の場合において、補助事業者は次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業立地促進事業計画変更申請書（第8号様式）
- (2) 工場等の設置に係る変更事業計画書（第6号様式）

（遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、企業立地促進事業が予定の期間内に完了しない場合又は企業立地促進事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、業務開始日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別の日を指定したときは、その日までとする。

- (1) 実績報告書（第9号様式）
- (2) 工場等の設置に係る事業実績書（第6号様式）
- (3) 補助対象従業員名簿（第10号様式）
- (4) 事業所台帳異動状況照会の写し
- (5) 事業所別被保険者台帳照会の写し
- (6) 用地取得契約に係る請求書及び領収書の写し又はこれらに準ずるもの
- (7) 土地及び建物に係る登記事項証明書の写し（業務開始日以降の日付のもの）
- (8) 配置図（平面図及び立面図を含む）
- (9) 建物建築工事請負及び機械設備の売買に係る契約書、請求書、領収書の写し又はこれらに準ずるもの（設備投資費に係る補助を受ける場合）
- (10) 固定資産台帳の写し（設備投資費に係る補助を受ける場合）
- (11) 静岡県の新規産業立地事業費補助金交付決定通知書の写し（該当する場合のみ）
- (12) その他参考となる書類（金融機関の振込依頼書の写し、手形又は小切手の控えの写し、当

座預金照合表の写しなど)

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第19号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第15条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、特定地域、大型特例及び市長特認事業の場合の補助金については、市長は、10年以内の分割により支払うことができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付確定通知書(第19号様式)を受領した日以降において速やかに請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入れ控除税額等に係る取扱い)

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入れ控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入れ控除税額等の減額

補助対象経費に係る消費税仕入れ控除税額等(消費税仕入れ控除税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助金対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

(2) 実績報告における消費税仕入れ控除税額等の減額

実績報告書を提出するにあたって、補助対象経費に係る消費税仕入れ控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入れ控除税額等の確定に伴う補助金の返還

前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助対象経費に係る消費税仕入れ控除税額等が確定した場合には、その金額(前々号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入れ控除税額報告書(第12号様式)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

(取得財産の管理)

第17条 補助事業者は、企業立地促進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、企業立地促進事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(ただし、耐用年数が10年以上の場合は10年。同令に定めがない財産

については、市長が別に定める期間。土地については10年。)内において、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定による期間内に財産を処分する必要が生じた場合は、市長の承認を得なければならない。その場合、原則として当該資産に対し交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助事業の書類の管理)

第19条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

### 第3章 企業立地奨励費

(補助の対象者及び要件)

第20条 企業立地奨励費の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす工場等を設置した企業等とする。

- (1) 企業立地促進事業に係る用地取得契約が令和2年4月1日以降に行われていること。(ただし、用地取得費を補助対象としない場合を除く。)
- (2) 企業立地促進事業費の交付を受けていること。
- (3) 市税に未申告及び滞納がないこと。

(補助金の額)

第21条 補助額は、企業立地促進事業の対象となった土地及び家屋に係る固定資産税(ただし、静岡県が課税するものを除く。)、都市計画税及び事業所税(資産割)の合計額に相当する額とし、単年度2億円を限度とする。

2 前項の補助額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付対象期間)

第22条 当該企業等が補助金の交付を受けることができる期間(以下「交付対象期間」という。)は、工場等の業務開始日の属する年度の翌年度から3年間(大型特例の場合は5年間)を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、工場等の業務開始日の属する年度の翌々年度から3年間(大型特例の場合は5年間)を限度とすることができる。

- (1) 工場等の業務開始日の属する年度の翌年度に固定資産税及び都市計画税が課せられない場合
- (2) 工場等の業務開始日の属する年度の1月1日現在において業務を開始していない場合

(申請及び交付の時期)

第23条 交付対象期間における補助金の申請は毎年度行うものとし、交付される補助金額は申請と同年度に納期限が属する固定資産税並びに都市計画税及び同年度に納付日が属する事業所税(資産割)の相当額とする。

(交付の申請)

第24条 交付対象期間において申請者は、その交付を受ける年度ごとに次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業立地奨励費交付申請書(第14号様式)
- (2) 税相当額等内訳書(第15号様式)
- (3) 固定資産税及び都市計画税の納税通知書及び課税明細書の写し
- (4) 事業所税の申告書の写し

- (5) 事業所税の事業所等明細書の写し
- (6) 事業所税の非課税明細書の写し(該当する場合のみ)
- (7) 事業所税の課税標準の特例明細書の写し(該当する場合のみ)
- (8) 事業所税の共用部分の計算書の写し(該当する場合のみ)
- (9) 市税納付・納入確認同意書(第21号様式)
- (10) 暴力団排除に関する誓約書(第22号様式)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第25条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金交付額決定通知書(第18号様式)により申請者に通知するものとする。

(操業の休止等)

第26条 前条の規定に基づき補助事業者は、工場等の操業を休止し、又は廃止したときは、速やかに操業休止・廃止届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の不交付等)

第27条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該工場等の操業を廃止したとき又は廃止の状況にあると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 法令等に定める公害等の発生防止の措置がとられていないとき。
- (5) 第1条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、書面によりその返還を命じるものとする。

(地位の承継)

第28条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、補助事業者の地位を承継しようとする者は、承継申出書(第17号様式)により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人
- (3) 法人を分割した場合 分割によりその事業を承継した法人
- (4) 営業を譲渡した場合 その譲受人

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、これを審査のうえ、承認の認否を決定し、書面により承認申出者に通知するものとする。

(実績報告)

第29条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(第9号様式)
- (2) 固定資産税及び都市計画税の領収書の写し又は納税証明書
- (3) 事業所税の納付書兼領収書の写し又は納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第30条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第20号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第31条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付確定通知書(第20号様式)を受領した日以降において速やかに請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

第4章 雑則

(細目)

第32条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に用地取得をした者及び第6条第2項に規定する事業の認定を受けた者に対するこの要綱の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なお、その効力を有する。
- 4 この要綱の施行の日前に、廃止前の浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱の規定により受理された浜松市企業立地促進事業着手(変更)届出書は、なお、この要綱により届出したものとみなす。

別表第1（第5条第1項6号カ関係）

種類	設備
<b>荷捌き合理化設備</b> （物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備）	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。） 4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。） 5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。） 6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。） 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
<b>情報処理システム</b> （物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム）	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
<b>流通加工用設備</b> （流通加工の用に供する設備）	流通加工の用に供する設備

## 企業立地促進事業着手（変更）届出書

（あて先）浜松市長

〒

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名

担当者 職 氏 名  
電 話 番 号 ( ) -

印

浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第7条第1項（第7条第2項）の規定により、下記のとおり企業立地促進事業の着手（変更）を届出します。

記

## 1 事業目的・経緯（変更理由）

## 2 事業（変更事業）概要

項 目	内 容
事業者（実際に事業を行う者）の名称	
設置する工場等の名称	
設置する工場等で行う事業の内容（業種）	
既存市内事業所の有無	あり ・ なし
立地形態	新設・増設・移転
立地先（所在地）の地番	
立地先の都市計画区分	市街化区域（用途地域 ） 市街化調整区域・その他
取得する用地の状況	造成済地（現況：宅地・雑種地・その他（ ）） 未造成地（現況：田・畑・山林・その他（ ））
土地政策課との事前協議（市街化調整区域の場合）	未協議・協議済（市担当者 ）
農地利用課との事前協議（農地の場合）	未協議・協議済（市担当者 ）
受理書番号（変更の場合のみ）	年 月 日付け 第 号
用地取得契約予定年月日（届出日よりも後日）	令和 年 月 日
建物建築工事請負契約予定日又は機械設備の売買契約予定日（ よりも前でないこと）	令和 年 月 日
工場等完成予定年月	令和 年 月
補助金交付申請予定年月	令和 年 月
敷地面積（ $m^2$ ）（登記地積）	$m^2$
用地取得費（円）（契約書記載土地代金）	円
新規雇用従業員数（雇用保険被保険者） 用地取得契約以降の市内新規雇用者で新設工場に勤務	人
建物・設備投資予定額 （造成・外構工事費・機械リース料を除く）	円（税抜き）

## 3 添付書類 取得予定地の一覧表、位置図及び公図、会社案内

## 企業立地促進事業着手（変更）届出書

（あて先）浜松市長

〒

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名

印

担当者 職 ・ 氏 名  
電 話 番 号 ( ) -

浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第7条第1項（第7条第2項）の規定により、下記のとおり企業立地促進事業の着手（変更）を届出します。

記

## 1 事業目的・経緯（変更理由）

## 2 事業（変更事業）概要

項目	内容
事業者（実際に事業を行う者）の名称	
設置する工場等の名称	
設置する工場等で行う事業の内容（業種）	（荷捌き合理化設備・情報処理システム・流通加工用設備）
既存市内事業所の有無	あり ・ なし
立地形態	新設・増設・移転
立地先（所在地）の地番	
立地先の都市計画区分	市街化区域（用途地域 ） 市街化調整区域・その他
取得する用地の状況	造成済地（現況：宅地・雑種地・その他（ ）） 未造成地（現況：田・畑・山林・その他（ ））
土地政策課との事前協議（市街化調整区域の場合）	未協議・協議済（市担当者 ）
農地利用課との事前協議（農地の場合）	未協議・協議済（市担当者 ）
受理書番号（変更の場合のみ）	年 月 日付け 第 号
用地取得契約予定年月日（届出日よりも後日）	令和 年 月 日
建物建築工事請負契約予定日又は機械設備の売買契約予定日（ よりも前でないこと）	令和 年 月 日
工場等完成予定年月	令和 年 月
補助金交付申請予定年月	令和 年 月
敷地面積（ $m^2$ ）（登記地積）	$m^2$
用地取得費（円）（契約書記載土地代金）	円
新規雇用従業員数（雇用保険被保険者） 用地取得契約以降の市内新規雇用者で新設工場等に勤務 物流施設・植物工場は施設に常駐する従業員が10人以上	人
建物・設備投資予定額 （造成・外構工事費・機械リース料を除く）	円（税抜き）

## 3 添付書類 取得予定地の一覧表、位置図及び公図、会社案内、導入予定の設備概要資料（物流施設のみ）



令和 第 年 月 日

企業立地促進事業着手（変更）届出受理書

様

浜松市長

令和 年 月 日付けにて提出のあった企業立地促進事業着手（変更）届出書について受理しました。なお、契約締結後において下記の書類を提出してください。

また、企業立地促進事業着手届出書に記載された事項において、事業計画等に関する大幅な変更が生じた場合については、変更届出書を提出してください。

記

- 1 用地取得に係る契約書の写し（用地取得費を補助対象としない場合は工場等の設置に係る建物建築工事請負契約書又は機械設備の売買契約書）
- 2 （雇用保険）事業所台帳異動状況照会の写し
- 3 （雇用保険）事業所別被保険者台帳照会【区分：6-3（全被保険者分を取得日順）】の写し（新規雇用に係る補助を受ける場合）

（ 2及び3については契約締結後にハローワークで取得してください。  
3については、市内のすべての事業所分）

本書類は補助金交付申請の際の必要書類となりますので、大切に保管してください。

令和 年 月 日

企業立地促進事業中止届

(あて先) 浜松市長

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名

〒

印

担当者 職 ・ 氏 名  
電 話 番 号 ( ) -

令和 年 月 日付け浜 第 号により受理された企業立地促進事業については、  
下記のとおり当該事業を中止したので、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第7条第5項の  
規定により届出します。

記

1 立地予定先

2 事業中止日 令和 年 月 日

3 事業中止の理由

令和 年 月 日

予算措置依頼書

(あて先) 浜松市長

〒

依頼者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名

印

担当者 職 ・ 氏 名  
電 話 番 号 ( ) -

令和 年 月 日付け浜 第 号「企業立地促進事業着手(変更)届出受理書」により受理された企業立地促進事業について、来年度において浜松市企業立地促進事業費の交付申請を行いたいので、かかる補助金の予算措置をお願いしたく、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて依頼します。

また、同要綱第2条の規定により補助金の交付については予算の範囲内であることについて了承します。

記

1 企業立地促進事業費 予算措置依頼額

- (1) 用地取得費補助金 \_\_\_\_\_円  
(2) 新規雇用従業員補助金 \_\_\_\_\_円  
(3) 設備投資費補助金 \_\_\_\_\_円  
(4) 合計 \_\_\_\_\_円

2 添付書類

- (1) 企業等概要調書(第5号様式)  
(2) 工場等の設置に係る事業計画書(第6号様式)

企業等概要調書

1 企業等の名称

2 代表者の肩書及び氏名

3 企業等の沿革

4 資本金（出資金）

5 従業員数（うち障害者数）

6 業 種  
主要製品

主要取引先

7 本社所在地  
〒 -

TEL . ( )

8 工場等所在地  
〒 -

TEL . ( )

9 直近3期の業績（補助金交付申請時 = 3期分の決算書を添付する場合は記入不要）  
 （予算措置依頼時 = 記入不要）

貸借対照表（百万円）

	年月	年月	年月		年月	年月	年月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地建物				社債等			
設備資産				長期借入金			
建物仮勘定				引当金等			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			

損益計算書（百万円）

	年月	年月	年月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
うち研究開発費			
営業利益			
営業外利益			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			

財務指標

	年月	年月	年月
流動比率			
固定比率			
自己資本比率			
売上高営業利益率			
売上高経常利益率			
有利子負債率			

10 施設の状況

単位：m<sup>2</sup>

		本 社					
建 物	土 地						
	工 場						
	研究所						
	事務所						
	その他						
	計						

工場等の設置に係る事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 工場等の名称

2 設置場所

3 計画概要

4 設置（予定）日

用地取得契約日	令和 年 月 日
工事請負契約（予定）日	令和 年 月 日
機械設備売買契約（予定）日	令和 年 月 日
着工（予定）日	令和 年 月 日
完成（予定）日	令和 年 月 日
業務開始（予定）日	令和 年 月 日

5 従業員雇用計画（実績）

単位：人

			一般被保険者及び高年齢継続被保険者(注)	左記以外の直接雇用従業員	間接雇用従業員（派遣、請負等）
新設事業所	業務開始日の属する月末の従業員数	用地取得契約日以降に雇用している市内居住の新規雇用従業員数			
		上記以外の従業員数			
		計			
		用地取得契約日の属する月の前月末の従業員数			
市内における事業所台帳異動状況照会		業務開始日の属する月末の従業員数			
		用地取得契約日の属する月の前月末の従業員数			
		用地取得契約日の前月末から起算して前1年間の平均従業員数			

（注）雇用保険法上の一般被保険者及び高年齢被保険者の人数を記入すること。

6 投資計画（実績） 金額は全て消費税抜きにて表示

			総投資額	設備投資費	設備投資費に係る補助対象経費
土地	契約書記載面積・金額	m <sup>2</sup>	円		
建物 新築 改築 費 注1)	生産の用に供する部分 (物流施設は荷捌き又は流通加工の用に供する部分)	m <sup>2</sup>			
	研究、開発、デザインの用に供する部分	m <sup>2</sup>			
	事務の用に供する部分	m <sup>2</sup>			
	倉庫	m <sup>2</sup>			
	会議室、応接室、食堂、更衣室、トイレ等	m <sup>2</sup>			
	小計	m <sup>2</sup>	円	円	円
	機械 設備 購入 費 注2)	(生産、研究、開発、デザイン又は事務用及び事業継続用(50万円以上、償却年数1年以上のもの))		円	円
	(倉庫用、その他(上記以外))		円	円	
	小計		円	円	円
その他	(中古建物購入費、設計・測量・登記費用、工具、器具及び備品、構内車両等)		円	円	
	(造成工事、外構工事、機械設備リース料、社内機械移設費用等)		円		
	小計		円	円	
スクラップアンドビルドにより除却される減価償却資産の取得価額				円	円
合計 (A = 土地 + + + ) (B = + + - )注3) (C = + - )注4)			A 円	B 円	C 円

注1) 工事請負費(設計費を除く。対象地域に立地の場合、安全対策費を含める)のうち固定資産台帳の建物、建物付属設備に計上するものを記載する。工事請負費は補助対象面積率により按分する。

注2) 機械設備購入費のうち補助対象となるものは、固定資産台帳の機械装置に計上するもの(ただし1件50万円未満、償却年数1年未満のものを除く)。

注3) 設備投資費補助該当要件: B 5千万円(大型特例の場合、B 50億円もしくはB 25億円)  
B 5億円(複数回適用及び県補助金対象となる)

注4) 設備投資費補助金 = 補助対象経費合計C × 10% (県補助金併用の場合は、3%または0%)

7 資金調達計画（実績）

	金額	摘要
自己資金	円	
借入金	円	
浜松市補助金	円	
静岡県補助金	円	
合計	D 円	

D = 前表「6 投資計画（実績）」合計欄「A」

8 補助金交付申請（予定）額の算定

名称	種別	補助対象経費	補助率	算定額(×) (千円未満切捨て)
企業立地促進 事業費	用地取得費	1 円	15%・20%	円
	新規雇用	2 人	50万円	円
	設備投資費	3 円	0% (県併用) 3% (県併用) 10% (市単独)	4 円
計				円

1 土地売買契約書に記載された土地代金

2 雇用保険の一般及び高年齢継続被保険者のうち新設工場等勤務者かつ用地取得以降に雇用している市内居住の従業員のみ

3 6 投資計画（実績）の合計欄「C」の金額を記入する。

4 大型特例（事務手続的に県分差引交付が困難な場合を除く。）の場合は、10% - 県補助分

9 静岡県の優遇措置に係る申請（予定）の有無

優遇措置の名称	種別	申請（予定）の有無	補助率	摘要
静岡県地域産業 立地事業費補助金	用地取得費	有・無	10%・15%・20%	
	新規雇用	有・無	50万円	
静岡県新規産業 立地事業費補助金	設備投資費	有・無	7%・10%	

10 工場等の設置による本市に及ぼす社会的波及効果（企業立地促進事業費のみ記載のこと）



1 1 生産性向上に関する計画（ 市内従業員が増加及び減少しない場合のみ記載のこと）

	特定工場等の市内全事業所		
	正従業員(人) (注)	生産品目 (事業所で生産された主な品目)	1 生産量( /月) 2 生産額(百万円/月) 該当する番号を で囲むこと
前1年間の平均			
業務開始(予定)日の属する月から起算して12か月目までの1年間の平均			
業務開始(予定)日の属する月から起算して13か月目から24か月目までの1年間の平均			
業務開始(予定)日の属する月から起算して25か月目から36か月目までの1年間の平均			

(注) 雇用保険法上の一般被保険者及び高年齢被保険者の人数の合計を記入すること。

令和 年 月 日

企業立地促進事業費交付申請書

（あて先）浜松市長

〒

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名

印

担当者 職 ・ 氏 名  
電 話 番 号 ( ) -

下記のとおり、企業立地促進事業の補助金を交付されたく、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

（単位：人、円）

	補助対象 経費（人数）A （消費税抜き）	補助率 B	消費税仕入 控除税額等 C	申請額 A*B - C （千円未満切捨て）
用地取得費 補助金		15%		
		20%		
新規雇用 補助金		50万円		
設備投資費 補助金		0%（県単独）		
		3%（県併用）		
		10%（市単独）		
合 計				

限度額優先

2 . 事業の目的

令和 年 月 日

企業立地促進事業計画変更申請書

(あて先) 浜松市長

〒

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名

印

担当者 職 ・ 氏 名  
電 話 番 号 ( ) -

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた企業立地促進事業を変更したいので、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額

(単位:人、円)

	当初申請額 A (消費税抜き)	変更後				変更申請額 E - A
		補助対象経費 (人数) B (消費税抜き)	補助率 C	消費税仕入控 除税額等 D	変更後申請額 E ( B * C - D )	
用地取得費 補助金			15%			
			20%			
新規雇用 補助金			50 万円			
設備投資費 補助金			0%(県単独)			
			3%(県併用)			
			10%(市単独)			
合 計						

限度額優先

2 計画変更の理由

3 変更の内容

令和 年 月 日

実績報告書

（あて先）浜松市長

報告者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名

〒

印

担当者 職 ・ 氏 名  
電 話 番 号 ( ) -

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号に係る事業が下記のと  
おり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の名称 企業立地促進事業費 ・ 企業立地奨励費

2 完了の年月日 令和 年 月 日

3 交付決定額 金 円

4 そ の 他

補助対象従業員名簿

	氏名	フリガナ	性別	生年月日 (和暦)	雇入年月日 (和暦)	住所	被保険者区分	職務内容	特記事項
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

（注1）「被保険者区分」欄には雇用保険法上の一般被保険者及び高年齢被保険者について「一般」、「高年齢」の別を記載する。

（注2）「職務内容」欄には、事務員、工員、技術員（研究員）、販売員等の別を記載する。

（注3）補助対象者は市内に居住するもののみとする。

# 請 求 書

金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
----	--	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、  
として

支 払 法	直接払	口座振替払	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	当座預金 普通預金	第	号
-------	-----	-------	------------------	----------------	--------------	---	---

口座名義(加) :

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

(あて先)浜松市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名

印

令和 年 月 日

消費税仕入額控除税額報告書

(あて先)浜松市長

〒  
報告者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名 印  
担当者 職・氏名  
電話番号 ( ) -

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号に係る事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額 金 円  
(令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号による額の確定通知額 )
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) 金 円

完全親子会社に関する説明書

1 完全親子会社の所在地及び名称

(1)完全親会社  
名称

所在地

(2)完全子会社等  
名称

所在地

2 完全親子会社間の役割分担

単位：(円、人)

会社名	用地取得費	新規雇用	設備投資費		従業員数	新設工場等における事業内容
			建物	機械設備		
合計						

添付書類

- ・完全親子会社間の株式の所有状況を証する書類
- ・完全親子会社間の業務委託の内容が分かる書類
- ・完全親子会社間のリース契約内容が分かる書類
- ・完全親子会社全体事業の事業計画書（交付要綱様式第6号）



企業立地奨励費交付申請書

(あて先) 浜松市長

〒

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名 印

担当者 職 ・ 氏 名  
電 話 番 号 (     ) -

浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第24条の規定により、浜松市企業立地支援事業費奨励補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 工場等の名称 \_\_\_\_\_
- 3 工場等の所在地 \_\_\_\_\_
- 4 交付年度の区分 初年度・2年度・3年度・4年度・5年度
- 5 当該工場等に係る固定資産税、都市計画税及び事業所税(資産割)相当額
  - (1) 固定資産税相当額 \_\_\_\_\_ 円
  - (2) 都市計画税相当額 \_\_\_\_\_ 円
  - (3) 事業所税(資産割)相当額 \_\_\_\_\_ 円
  - (4) 合 計 \_\_\_\_\_ 円(100円未満切捨て)
- 6 常時使用従業員数又は研究員数 \_\_\_\_\_ 人
- 7 添付書類

税相当額等内訳書

1 土地

大字地番	登記地目	課税地目	登記地積 (m <sup>2</sup> )	取得年月日	取得価格 (円)	課税標準額(円)	
						固定資産税	都市計画税
合 計							

2 家屋

所在地	用途	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月日	取得価格 (円)	課税標準額(円)	
						固定資産税	都市計画税
合 計							

3 事業所税 (資産割)

事業所所在地	事業所床面積 (m <sup>2</sup> )	非課税に係る事業所床面積 (m <sup>2</sup> )	控除事業所床面積 (m <sup>2</sup> )	課税標準となる事業所床面積 (m <sup>2</sup> )

4 合計

区 分	固定資産税課税標準額(円)	都市計画税課税標準額(円)
土 地		
家 屋		
合計(1,000 円未満切捨て)		
税相当額(円) (100 円未満切捨て)	固定資産税 ( × 税率 ( 1.4% ) )	
	都市計画税 ( × 税率 ( 0.3% ) )	
	事業所税 ( × 資産割額 ( 600 円 ) )	
	合計 ( 補助額 )	

令和 年 月 日

操業休止・廃止届

(あて先)浜松市長

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名  
担当者 職・氏名  
電話番号 ( ) -

〒  
印

指定に係る工場等の操業を(休止・廃止)したので、浜松市企業立地支援事業費補助金  
交付要綱第26条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 休止又は廃止年月日
- 4 休止又は廃止の理由
- 5 補助金受領額

令和 年 月 日

円

承継申出書

(あて先)浜松市長

申出者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名  
担当者 職・氏名  
電話番号 ( ) -

〒  
印

補助事業者の地位を承継したいので、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第28条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申し出ます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 業種及び事業の内容
- 4 承継前の企業の名称
- 5 承継前の工場等の名称
- 6 承継の原因
- 7 承継年月日 令和 年 月 日
- 8 添付書類
  - (1) 承継の事実を証する書類の写し
  - (2) 引継企業等の概要書
  - (3) 法人登記簿謄本又は住民票の写し
  - (4) 定款又はこれに類するもの
  - (5) 市税の納税証明書
  - (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

様

浜松市長 鈴木 康 友

## 補助金交付額決定通知書

令和 年 月 日付で申請があった企業立地促進事業費・企業立地奨励費補助金について、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第10条・第25条の規定により、下記の条件を附して交付決定したので通知します。

### 記

#### 1 補助金交付決定金額

金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

#### （交付条件）

- 浜松市補助金交付規則及び浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 補助対象事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

以上

様

浜松市長 鈴木 康 友

## 補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付決定をした令和 年 月 日付けの補助金実績報告書を審査した結果、下記のとおり企業立地促進事業費補助金として交付決定したので、通知します。

### 記

#### 1. 交付確定の内容

##### (1) 金額

金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

##### (2) 交付の対象

##### (3) 補助金額内訳

用地取得に要する経費	金	円
新規雇用に要する経費	金	円
設備投資に要する経費	金	円

#### 2. 交付決定額 金 円

3. 浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、本通知書を受領した日以降において速やかに請求書を提出すること。

以上

様

浜松市長 鈴木 康 友

## 補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付決定をした令和 年 月 日付けの補助金実績報告書を審査した結果、下記のとおり企業立地奨励費として交付確定しましたので、通知します。

### 記

1. 交付確定の内容

(1) 金額

金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額										

(2) 交付年度  
年度

(3) 補助金額内訳

固定資産税	金	円
都市計画税	金	円
事業所税(資産割)	金	円

2. 交付決定額 金 円

3. 浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第31条第2項の規定により、本通知書を受領した日以降において速やかに請求書を提出すること。

以上

令和 年 月 日

## 市税納付・納入確認同意書

(あて先) 浜松市長  
(取扱い 課)

補助金申請者

所在地

法人名

代表者名

連絡先 ( ) -

印

下記の補助金申請に伴い、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 6 号、第 2 0 条第 1 項第 3 号の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

### 記

#### 1 . 申請補助金

企業立地支援事業費補助金

( 1 ) 企業立地促進事業費

( 2 ) 企業立地奨励費



## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市企業立地支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。  
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)  
住所又は所在地

氏名又は名称  
代表者役職名及び氏名

印